

## 特定特殊自動車検査事務の業務規程（抜粋）

### （目 的）

第1条 この規程は、公益財団法人日本自動車輸送技術協会（以下「協会」という。）が、特定特殊自動車検査事務の排出ガスの検査等（以下「検査」という。）の業務を円滑・適切に実施し、使用者の利便を図り、併せて特定特殊自動車の排出ガスの抑制と国民の健康保護並びに生活環境の保全の確保を目的とする。

### （検査事務の手順）

第2条 特定特殊自動車検査事務の手順は、次により行うものとする。

(1) 検査の受付時に次の事項を確認する。

ア. 申請者の検査機器を使用する場合

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ① 検査依頼書        | ② 試験機器の型式及び能力等 |
| ③ 試験機器の定期点検の写し | ④ 希望検査日        |
| ⑤ 検査場所         | ⑥ 検査の工程表       |

注) 2回目以降の検査には、原則として②を省略する。

イ. 当協会の検査機器を使用する場合

- |         |          |
|---------|----------|
| ① 検査依頼書 | ② 希望検査日  |
| ③ 検査場所  | ④ 検査の工程表 |

ウ. 当協会において検査する場合

- |          |         |
|----------|---------|
| ① 申請書の写し | ② 希望検査日 |
|----------|---------|

(2) 申請者に検査日、料金等を通知

(3) 検査手数料の振込みを確認

(4) 検査の実施

(5) 検査結果通知書の作成

### （検査事務の実施方法）

第3条 特定特殊自動車検査事務の実施方法は、次による。

(1) 提示された特定特殊自動車の特定は、車台番号及び特定原動機番号により確認する。

(2) 特定特殊自動車の排出ガス性能試験は、次の手順により検査するものとし、試験前に使用燃料が規格に適合していることを確認する。

ア. 申請者の試験機器を使用する場合

- ① 試験前に申告された試験機器を確認する。

- ② 試験前に機器の校正作業を実施する。
- ③ 排出ガス性能試験。

イ. 当協会の試験機器を貸し出す場合

- ① 試験前に機器の校正作業を実施する。
- ② 排出ガス性能試験。

ウ. 当協会でする場合

- ① 試験前に機器の校正作業を実施する。
- ② 排出ガス性能試験。

(3) 特定特殊自動車は特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準に適合していることの確認方法は、試験結果成績表の記載内容が基準値以下であることを確認する。

(検査事務に用いる機器)

第4条 特定特殊自動車の試験に用いる機器は、原則として申請者の試験機器で行うものとする。ただし、試験機器の準備ができない申請者には、当協会の試験機器を貸出すものとする。また、当協会でするを希望する申請者には、当協会の施設で試験が可能な場合に限り受託するものとする。なお、申請者の試験機器を使用する場合は、原則として、申請者のオペレータが行うものとする。

(1) 当協会の試験機器の仕様及び校正方法

① 排気黒煙

・ 仕様

- ア. 測定方式 : 反射式      イ. メーカー名 : (株) イヤサカ
- ウ. 型式 : GSM-2      エ. 測定範囲 : 汚染度0~100%
- オ. 精度 : フルスケールの3%以内

・ 校正

ゼロ点の確認及び標準濾紙による校正

② 排気黒煙2

・ 仕様

- ア. 測定方式 : 反射式      イ. メーカー名 : 光明理化学工業 (株)
- ウ. 型式 : ST-200      エ. 測定範囲 : 汚染度0~100%
- オ. 精度 : フルスケールの±3%以内

・ 校正

ゼロ点の確認及び標準濾紙による校正

③ 排気黒煙 3

・仕様

- ア. 測定方式 : 光透過式     イ. メーカー名 : AVL  
ウ. 型式 : DISMOKE4000     エ. 測定範囲 :  $0.000 \sim 9.999 m^{-1}$   
オ. 分解能 :  $0.001 m^{-1}$

・校正

校正用フィルタによる

④ 自動車排出ガス測定器（炭化水素・一酸化炭素用）

・仕様

- ア. 測定方式 : 非分散赤外線分析法  
イ. メーカー名 : (株) 堀場製作所  
ウ. 型式 : MEXA-324G  
エ. 測定範囲 : CO ;  $0 \sim 10 vol\%$   
                                : HC ;  $0 \sim 10,000 ppm$   
オ. 精度 : CO ;  $\pm 0.5 vol\%$ 以内  
                                HC ;  $\pm 50 ppm$ 以内又は指示値の $\pm 5\%$ 以内のいずれか大きい値

・校正

ゼロ校正及びスパン校正を実施する

(2) 当協会の試験機器を貸出す場合の料金

- |                  |          |
|------------------|----------|
| ① 排気黒煙測定器        | 1,000円/日 |
| ② 炭化水素及び一酸化炭素測定器 | 500円/日   |

なお、コンプレッサー、発電機、エンジン回転計の貸出しを追加する場合は、それぞれ500円/日とする。

また、搬送料は、実費請求とし、搬送時の保険加入は、申請者の判断に委ねるものとする。ただし、申請者から第9条(4)についての誓約書を受領するものとする。

(検査事務を行う範囲)

第5条 特定特殊自動車検査事務を行う範囲は、燃料の種類及び出力の項目に対する限定を設けないものとする。

(検査事務を行う時間及び休日)

第6条 検査事務を行う時間及び休日は、次による。

(1) 検査事務の時間

- ① 協会の始業時間は9時とし、終業時間は17時30分とする。
- ② 検査部門である昭島研究室の始業時間は8時45分とし、終業時間は17時15分とする。
- ③ 休憩時間は、12時から13時までとする。
- ④ 出張検査の始業時間は9時とし、終業時間は17時30分とする。  
ただし、出張検査の場所により、申請者と始業時間、終業時間及び休憩時間について相談を受けることができる。

(2) 検査事務の休日

- ① 原則として、土曜日、日曜日
- ② 原則として、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 12月29日から12月31日、1月2日から1月4日

(検査事務を行う事業場及び区域)

第7条 特定特殊自動車検査事務を行う事業場は、昭島研究室とする。なお、検査事務を行う区域は、国外も含むものとする。

(検査事務の実施体制)

第8条 特定特殊自動車検査事務の実施は、昭島研究室で行い、受付から試験成績表の作成まで行うものとする。ただし、主務大臣への検査結果の通知は、本部事務局で行うものとする。

昭島研究室には、管理課（総務・経理関係）、排出ガス試験課（排出ガス試験）及び装置・機器試験課（灯火試験、ベルト試験、難燃性試験等）を設置し、室長の管理下で行うものとする。

なお、出張検査には、原則として法第19条第4項第1号に基づく有資格者1名以上を含み、2名以上で実施するものとする。

- ① 昭島研究室組織図（別紙 1）
- ② 有資格者一覧（別紙 2）

(手数料及びその収納方法に関する事項)

第9条 検査手数料及びその収納方法は、原則として次による。

- (1) 特定特殊自動車の検査（法第17条ただし書きの検査）手数料は、下記による。また、複数の車両を同一出張で依頼された場合は、検査の工程表により、下記の①から③に該当する手数料を請求するものとする。なお、

検査の工程上、別途前泊または後泊の必要が生じた場合は、下記手数料に1日当たりの宿泊費（国内30,000円（税別）、国外34,000円（税別））を加算するものとする。

ア. 出張検査の場合

○国内の場合

① 1日の場合

検査手数料	131,000円
宿泊費	0円
消費税等	10,480円
<hr/>	
小計	141,480円
交通機関の実費（2人×往復）	円
<hr/>	
合計	円

② 1泊2日の場合

検査手数料	258,000円
宿泊費	30,000円
消費税等	23,040円
<hr/>	
小計	311,040円
交通機関の実費（2人×往復）	円
<hr/>	
合計	円

③ 2泊3日の場合

検査手数料	385,000円
宿泊費	60,000円
消費税等	35,600円
<hr/>	
小計	480,600円
交通機関の実費（2人×往復）	円
<hr/>	
合計	円

○ 国外の場合

① 2泊3日の場合

検査手数料	385,000円
-------	----------

宿泊費	68,000円
消費税等	36,240円
<hr/>	
小計	489,240円
交通機関の実費（2人×往復）	円
<hr/>	
合計	円

② 3泊4日の場合

検査手数料	512,000円
宿泊費	102,000円
消費税等	49,120円
<hr/>	
小計	663,120円
交通機関の実費（2人×往復）	円
<hr/>	
合計	円

③ 4泊5日の場合

検査手数料	639,000円
宿泊費	136,000円
消費税等	62,000円
<hr/>	
小計	837,000円
交通機関の実費（2人×往復）	円
<hr/>	
合計	円

イ. 当協会での検査する場合

検査手数料	19,000円
消費税等	1,520円
<hr/>	
合計	20,520円

- (2) 検査手数料の収受に係る業務は、昭島研究室が行うものとする。
- (3) 検査手数料の収受は、原則として試験実施予定日の前々日までに行うものとする。ただし、出張検査において、交通機関の実費を含めた出張検査手数料が確定出来ない場合には、検査終了後に検査手数料を請求するものとする。
- (4) 当協会の試験機器を借りた申請者は、搬送中に生じた試験機器の不具合等

は、責任を持って修理又は復元するものとする。

- (5) 申請者から検査手数料が振り込まれた後で取り下げの通知があった場合、通知を受けた時点までの経費を昭島研究室で計算し、差額を返金するものとする。

(秘密の保持に関する事項)

第10条 検査事務等担当者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 関係法令その他の規定を遵守し、検査等の業務を厳格・適正におこなうこと。
- (2) 検査等の依頼事項、検査の状況及び検査結果等については、注意を払うとともに職務上知り得た事項を第三者に洩らす又は利用してはならない。
- (3) 検査等の業務担当者は、公務に従事する職員とみなされることから毅然とした態度で対応をすること。

(帳簿、書類等の管理に関する事項)

第11条 特定特殊自動車検査事務に関する帳簿の記載内容は次のとおりとし、管理課で5年間保存するものとする。

(1) 帳簿に記載する事項

- ① 確認申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 検査の申請を受けた年月日
- ③ 申請に係る特定特殊自動車の名称、型式
- ④ 申請に係る特定特殊自動車の排出ガス性能（検査結果）
- ⑤ 検査を行った年月日
- ⑥ 手数料の収納に関する事項

(2) 申請時等に提出のあった資料は、管理課で5年間保存するものとする。

- ① 申請時に提出のあった概要書
- ② 特定特殊自動車の図面等
- ③ 試験結果成績表
- ④ その他

(法第21条第6項の規定による開示請求に係る料金に関する事項)

第12条 特定特殊自動車製作等事業者その他の利害関係人から業務時間内に開示請求があった場合は、受け付けるものとする。

- (1) 財務諸表の請求（閲覧又は謄写請求）

- |              |    |
|--------------|----|
| ① 製本の場合      | 実費 |
| ② 製本の写しの場合   | 実費 |
| ③ 転記する場合     | 無料 |
| ④ インターネットで公開 |    |

(主務大臣に対する検査結果の報告の方法に関する事項)

第13条 検査結果の報告は、次の方法で行うものとする。

- (1) 検査終了後、検査の合・否に拘わらず検査結果通知書を発行する。
- (2) 検査結果通知書の記載内容
  - ① 特定特殊自動車の車名及び型式
  - ② 申請者の氏名又は名称並びに法人にあっては法人の名称及び代表者の氏名
  - ③ 特定特殊自動車の製造番号その他当該特定特殊自動車を識別することができる事項
  - ④ 検査結果
- (3) 検査結果通知書の交付
  - ① 検査結果については、検査結果通知書により環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣（以下「主務大臣」という。）に遅滞なく通知する。
  - ② 申請者には、検査結果通知書を主務大臣に送付したことを連絡する。

(検査に要する期間に関する事項)

第14条 検査の受付から検査結果通知書を交付するまでの期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、書類等の差し替え等の日数は除くものとする。

(試験の拒否)

第15条 次に掲げるいずれかの事項に該当しているときは、検査の実施を断ることができる。

- (1) 検査手数料が納入されないとき
- (2) 検査自動車が申請時のものでないとき
- (3) 安全確保上疑義があるとき
- (4) 検査自動車が当協会の施設に入らないとき
- (5) 国外における試験について、依頼者側の負担において適正な通訳を準備していないとき

附 則 (平成18年 3月31日輸技協技第17-115号)

この規程は、平成18年 5月 1日から実施する。



- 附 則 (平 成 2 1 年 4 月 6 日 輸 技 協 技 第 2 1 - 8 号)  
この規程は、平 成 2 1 年 5 月 1 5 日 から 実 施 す る。
- 附 則 (平 成 2 4 年 4 月 5 日 輸 技 協 技 第 2 4 - 2 号)  
この規程は、平 成 2 4 年 4 月 2 7 日 から 実 施 す る。
- 附 則 (平 成 2 5 年 1 0 月 2 日 輸 技 協 技 第 2 5 - 7 7 号)  
この規程は、平 成 2 5 年 1 2 月 1 日 から 実 施 す る。
- 附 則 (平 成 2 5 年 2 月 1 0 日 輸 技 協 技 第 2 5 - 2 1 1 号)  
この規程は、平 成 2 6 年 4 月 1 日 から 実 施 す る。